

| 令和9年度 現況届オンライン申請のご案内①

現況届 申請対象者の確認と事前準備

令和9年度の継続利用を希望する方は11/27までに申請が必要です。

申請期間

令和8(2026)年10月9日(金)9:00 ~
11月27日(金) 23:59

対象となる方（以下すべてを満たす方）

- ✓ 那須塩原市に住民登録がある方
- ✓ 令和8年11月1日時点で、保育認定（2号・3号）を受けて在園している方
- ✓ 令和9年4月1日以降も継続して市内の保育施設を利用希望の方

※転園申し込みされた方も申請が必要です。

※令和9年4月に小学校へ入学する年長クラスの児童や、退園・転出が確定している方は申請不要です。

オンライン申請は
こちらから



詳細 市HP



お問合せ:保育課
Tel 0287-46-5536

事前の準備物

就労証明書など

「保育を必要としている事由を証明する書類」をご用意ください。

※園への提出前に、必ず手元に書類のコピー（控え）をお取りください。

デジタルデータでのご用意

スマートフォン等で撮影した画像データ（JPEG等）またはPDFファイルを使用します。オンライン申請時にアップロードが必要です。

マイナンバーカードは不要

マイナンバーカードによる電子署名やログインは不要です。書類の画像データがあれば、簡単にお手続きを進めていただけます。

| 令和9年度 現況届オンライン申請のご案内②

スマホでかんたん！オンライン申請手順

「どこでも窓口」からの3ステップ申請と、園への書類提出

オンライン申請は
こちらから



詳細 市HP



お問合せ:保育課
Tel. 0287-46-5536

STEP 1

必要書類の準備



保育を必要としている事由を証明する書類（就労証明書等）を取得し、スマートフォンで撮影またはPDFで用意します。



STEP 2

どこでも窓口へアクセス



配付プリントのリンクから、オンライン申請システムへアクセス。

※初回の利用は登録が必要です。



STEP 3

申請情報の入力・送信

画面に従い世帯情報等を入力。
きょうだいは、1回で最大4人までまとめて申請可能です。
STEP1で準備した画像を添付（アップロード）し申請します。

撮影時の注意点

保育を必要としている事由を証明する書類をスマホで撮影する際は、以下の点にご注意ください。

- 明るい場所で、ぶれずに撮影
- フラッシュはたかずに撮影
- A4全体が収まるように撮影

⚠ 就労証明書等の園への提出について（重要）

市へのオンライン申請後、保育を必要としている事由を証明する書類（就労証明書等）は、現在通園している施設へ直接ご提出ください。

※園への提出前に、必ず手元に書類のコピー（控え）をお取りください。

※保育必要量（標準・短時間等）の変更を希望する場合は、別途「施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定変更申請書兼申請内容変更届出書（紙）」を施設へ提出する必要があります。

| 令和9年度 現況届オンライン申請のご案内③

提出前チェック！就労証明書の記載内容確認

オンライン申請でアップロードする前に、以下の項目が正しく記載されているか御確認ください。
記入例の詳細は、市ホームページを御確認ください。

オンライン申請は
こちらから



詳細 市HP



お問合せ:保育課
TEL 0287-46-5536

基本チェック項目（必須）

- ☒ **証明日が3か月以内に発行されたものか**
申請日基準で3か月以内に発行されたものののみ有効です。事業所情報も記載があるか必ず確認してください。
- ☒ **No.1～No.7の項目が漏れなく記載されているか**
記入漏れがある場合、市から保護者や勤務先に問い合わせをする場合があります。
- ☒ **「無期」又は「有期」にチェック（レ点）があるか**
No.3「雇用(予定)期間等」が「無期」の場合、雇用開始日に記載があるか。「有期」の場合はその期間の記載がありますか。併せてNo.14の雇用契約更新のいずれかにチェック（レ点）がありますか。
- ☒ **1か月の就労時間が48時間を超えているか**
No.6「就労時間」の合計時間、No.7「就労実績」から休憩時間を引いた実労働時間が月48時間以下の場合、保育を必要とする事由となりません。
- ☒ **No.7「就労実績」が3か月分記載があるか**
新規採用等で就労実績がない場合は今後の就労見込みを必ず記載してもらってください。※見込みで記載の場合は、就労後3か月分の就労実績を再提出していただきます。

該当者のみ確認が必要な項目

- ☒ **産休・育休明けの方は「復職（予定）年月日」があるか**
保育を必要としている事由が産休・育休満了後の復職となる場合は記載が必須です。
- ☒ **育休短縮可否・延長可否のチェック**
入所内定時の育休短縮や育休延長の希望・条件に応じた記載があるか確認してください。

その他の注意項目

- ☒ **無断作成・改変に関する注意**
就労証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し、または改変を行った場合には、**刑法上の罪に問われる場合があります。**
No.19「保護者記載欄」以外は、必ず事業所（雇主）に作成、記入を依頼してください。
- ☒ **園へ書類を提出する前に「控え（コピー）」をとったか**
市や現在通っている園から内容を問い合わせる場合がありますので、控えをお持ちください。

| 令和9年度 現況届オンライン申請のご案内④

保育を必要としている事由を証明する書類一覧

添付書類は児童の両親分が必要です（※祖父母分は不要です）。

オンライン申請は
こちらから



詳細 市HP



お問合せ:保育課
Tel. 0287-46-5536

保育を必要としている事由	事由を証明する書類	申立書の要否
1 会社などに勤務（内定）	「就労証明書」（勤務先の事業所に記入を依頼）	不要
2 【重要】 自営業 （法人以外にお勤め）	★ 就労証明書のほかに「自営業確認書類」が1部必要です！ ※自営業確認書類は以下のうちいずれか1点 【事業主】①確定申告書写し（最新分）②開業届出書の写し③営業許可書写し④店舗予定地の賃貸借契約書やフランチャイズ契約書（自営業開始予定の方）⑤就労実態申告書 【協力者(家族従業員)】①事業主の確定申告書の写し(最新分、専従者として記載がある場合)②給与が発生していることが分かる書類2点③就労実態申告書	不要
3 産前産後	母子手帳の写し（表紙と出産予定日/出産日記載ページ）	★ 提出必須
4 疾病・負傷・障害	通院(入院)証明書、障害者手帳の写し	★ 提出必須
5 同居親族の介護・看護	通院証明書、障害者手帳、介護保険証写し	★ 提出必須
6 災害復旧	り災証明書 又は 被災証明書	★ 提出必須
7 就学・職業訓練	< 2 点の書類が必要です>①「在学証明書の写し（在学期間がわかるもの）」例：学生証、職業訓練を受講していることがわかる書類等 ②「就学状況がわかる書類の写し」例：時間割、スケジュール表、カリキュラム表」等	★ 提出必須
8 求職活動中	就労予定申立書	不要
9 育児休業	「就労証明書」（育児休業期間の記載があるもの）	不要

★【重要】「保育を必要としている事由申立書」の提出が必要な場合

上記 3～7 の事由に該当する場合、事由を証明する書類に加えて「保育を必要としている事由申立書」の提出が必要となります。